

流域治水協議会、大規模氾濫減災協議会等の関係

参考資料－ 3

【水防法】 大規模氾濫減災協議会

※洪水予報河川または水位周知河川

【主な協議事項】

- ・円滑かつ迅速な避難のための取組を始めとする洪水の被害軽減に関する事項

【河川法】 ダム洪水調節機能協議会

※利水ダム等を有する河川

【主な協議事項】

- ・治水協定の見直し等のダムの洪水調節機能の強化に関する事項

【特定都市河川浸水被害対策法】 流域水害対策協議会

※市街化の進展又は自然的条件による被害防止が困難な河川

【主な協議事項】

- ・浸水被害防止のための雨水貯留浸透対策に関する事項
- ・浸水被害防止区域など土地の利用に関する事項

流域治水協議会

※河川整備が必要な河川

- ・上記以外の森林や農地等を含めた総合的な取組に関する事項

協議会	大規模氾濫減災協議会 (水防法)	流域治水協議会 (任意)	流域水害対策協議会 (特定都市河川浸水被害対策法)
目的	想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行う	流域治水推進のため、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、減災協の取組方針を共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築	特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、流域水害対策計画の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行う
協議事項	・円滑かつ迅速な避難のための取組 情報伝達、避難計画等/住民等への周知・教育・訓練/河川防災ステーションの整備 ・的確な水防活動のための取組 水防体制/多様な主体による被害軽減対策に関する事項 ・氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組 ・災害時及び災害復旧に対する支援強化	■流域治水プロジェクトの策定・公表 ・河川に関する対策 ・流域に関する対策 ・避難・水防等に関する対策 ■流域治水プロジェクトのフォローアップ	・流域水害対策計画の策定に関する協議 ・計画の実施に係る連絡調整 <参考> 流域水害対策計画 計画期間、基本方針、都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨、都市浸水想定、河川整備、下水道整備に関する事項、雨水の貯留や浸透に関する事項、雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項、都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項、貯留機能保全区域・浸水被害防止区域の指定の方針等、浸水被害の防止を図るために必要な事項を記載する計画
構成員	国土交通大臣、都道府県知事、市町村長、水防管理者、河川管理者、気象台長、隣接する市町村長、国土交通大臣が必要と認める者（広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村、警察・消防機関・自衛隊等）	河川管理者、下水道管理者、都道府県、市区長村、その他（地方農政局、森林管理局、気象台等）必要に応じて、関係する企業（利水ダム管理者等）や住民（地域の防災リーダー等）等を追加	河川管理者、都道府県知事、市町村長、下水道管理者（流域水害対策計画の策定主体） 当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者 学識経験者その他の流域水害対策計画の策定主体が必要と認める者（学識経験者、河川協力団体、住民(地域の防災リーダー等)）、雨水貯留浸透施設設置者
規模感	1級：水系全体※分割あり 2級：水系 or 複数水系	1級：水系全体※分割あり 2級：水系 or 複数水系	河川流域 (都市河川、支川)
開催時期 頻度	年1回程度 ※出水期前や融雪期などに開催されることが多い	任意の時期（策定後） ※取組の充実やロードマップの細分化など、策定後のフォローアップを実施	任意の時期 ※特定都市河川指定後、計画策定に向けた開催や策定後のフォローアップで開催